

反トラスト政策における独占について

——一九四五年アルコア事件判決を中心として——

師 俊 紀

一 はじめに

シャーマン反トラスト法はトラストと呼ばれる独占体を規制し、経済的機会均等をもたらすために、自由競争を確保することを目的として制定された⁽¹⁾。

シャーマン法の法律解釈には経済的考慮を伴うことが期待されるのであるが、一九一一年のスタンダード石油事件で条理の原則 (Rule of Reason) が導入されて以来、独占については形式的な法律解釈だけがなされた⁽³⁾。そのため目的とする独占規制は有効的とはいえない難しい状態であった⁽⁴⁾。

しかし、一九三〇年代の大不況を経て、このような未曾有の不況の原因は経済力の過度の集中にあり、これを反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について

放置することは米國伝統の民主主義をも破壊するものと認識された。⁽⁵⁾ そのため反トラスト法を有効に用い、価格競争を回復することができれば景氣回復対策の一つにもなるとして、反トラスト政策が強化された。⁽⁶⁾

経済力の集中を排し、競争を回復することをめざす反トラスト政策の強化を最初に反映したのが一九四五年のアルコア事件判決である。この判決では従来の独占についての形式的な法律解釈をしりぞけ、独占の違法性判断に市場支配の状態という経済的考慮を導入した点で反トラスト史上画期的なものである。

筆者は法と経済の混合物⁽⁷⁾であるとされる反トラスト政策の研究を志さそうとするものである。アルコア事件をとりあげるのは前述した事情によるものであり、先達による多くの研究がなされているが、⁽⁸⁾ 本稿ではアルコア事件に焦点をあわせながら、経済的考慮が加えられる過程に若干の考察を試みようとするものである。

(1) シェーマン法成立当時の論議については Hans B. Thorelli, *The Federal Antitrust Policy* (Norstedt, Stockholm: Allen & Unwin, London, 1954) pp. 108 ff. pp. 164 ff. に詳し。

(2) E. S. Mason, *Monopoly in Law and Economics*, 47 *Yale L.J.*, 34 (1937)

(3) 独占することの違法性基準は「経済力の集中そのものよりも、裁判官の目から見て、非難に価する異常な競争手段—いわゆる掠奪的慣行 (predatory practices) と呼ばれるもの—の行使におかれた。今村成和『私的独占禁止法の研究(一)』有斐閣、昭和四四年、二七頁。

(4) メイソンは、裁判所が独占を競争の制限と形式的に解したために、市場の支配を企図する企業合併など独占に対する規制は殆ど有効的ではなかつたと述べている。Mason, *Supra* note (2) 39—45.

(5) 芦野弘『独占と取引制限』日本経済新聞社、昭和五年、二七〇—二七六頁及び二八七頁。矢沢惇「アメリカにおける反トラスト法の形成(三)」『法律時報』一九卷七号、四三〇—四三二頁。

(6) 浦部法穂「アメリカの独占資本と最高裁」『国家学会雑誌』八五卷一・二号、九一頁。

(7) E. M. Singer, *Antitrust Economics* (上野裕也・岡井紀道共訳『反トラストの法と経済理論』ペリかん社、昭和四六年、一頁。)

(8) 今村成和、前掲書、三三―三四頁。越後和典『反独占政策論』ミネルヴァ書房、昭和四〇年、二二―二九頁。浦部法穂、前掲論文、一〇―一二頁。その他。

二 アルコア事件判決

Aluminum Company of America (アルコア) は一九四〇年までアメリカ国内で唯一のアルミニウム生産者であった。⁽¹⁾

一九三七年政府司法省は、アルコアはアルミニウム新地金の製造と販売を独占しており、シャーマン反トラスト法第二条に違反すると告発した。地方裁判所の審理では、政府の訴えはいれられず、アルコアは無罪とされた。⁽²⁾

そこで政府は直ちに控訴し、巡回控訴裁判所で審理が行なわれ、一九四五年に地方裁判所の判決を覆し、アルコアはシャーマン法に違反し、有罪であると判決された。⁽³⁾

審理において問題となるのは(一)アルコアは独占力を有したのかどうか、(二)もし有していたのであれば、それはシャーマン法に違反するののか、の二点であった。⁽⁴⁾

(1) アルコアの発展の経緯については、M. J. Peck, *Competition in the Aluminum Industry 1945—1958* (Har-

反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について

vard U. P., Mass., 1961) pp. 8—9. D. T. Armentano, *The Myths of Antitrust* (Arlington House, N. Y., 1972) pp. 108—111, S. N. Whitney, *Antitrust Policies*, Vol. II, (Twentieth Century Fund, N. Y., 1958) pp. 86—89. 及び佐藤定幸『米國アルミニウム産業』岩波書店、昭和四五年、一—五二頁に詳し。

(2) 地方裁判所判決について See Armentano, *op. cit.*, pp. 111—119.

(3) 判決意見は L. Hand 判事を述べた。United States v. Aluminum Company of America, 148 F. 2d (2nd Cir., 1945) at 421.

(4) *Id.* at 422.

(一) アルコアは独占力を有したのかどうか。

この問題を解決するために、Hand 判事は市場の範囲を新地金市場だけに狭く限定した。アルミニウム地金市場には新地金の他に再生地金があり、互いに競合している。この点について Hand 判事は再生地金が新地金の価格に影響を与え、かつ競合していることを認め⁽¹⁾た。しかし再生地金は以前にアルコアが生産した地金から派生したものであるということ⁽²⁾を根拠にして、地金市場から再生地金を除外した。

市場の範囲を限定すると次に、その市場内での程度の支配的占拠が独占となるのかを決めなければなら⁽³⁾ない。

Hand 判事は新地金市場でのアルコアの市場シェアは一九二九年から一九三八年までの期間九〇%であったと算定した。これは市場におけるアルコアの新地金供給の割合である。そして地方裁判所が再生アルミニウムも含めた市場シェアを三三%と算定したことをしりぞけた⁽⁴⁾。

そして、九〇%という数字は独占を充分に構成し、六〇—六四%では充分であるかどうか疑わしく、三〇%は確かにそうではない、という意見を述べてアルコアは独占力を有すると結論した。⁽⁶⁾

ここにおいて市場の範囲を限定する際に、範囲を狭くするか広くするのか、ということでも市場シェアの数字も変化してくる。⁽⁷⁾ 本件において、Hand 判事は再生地金を市場から除外したが、×年後に新地金が再生地金となって再び市場に現われ、新地金と競合するという事態を、アルコアが新地金生産において考慮していたかどうかという問題はありそうもないように思われる。⁽⁸⁾

(1) United States v. Aluminum Company of America, 148 F. 2d 416 (2nd Cir., 1945) at 424.

(2) 審理中の本件において「アルコア」は、将来の地金供給は一部分同社が既に生産したのから構成されたものであるということに識っていた。また同社が主張するように先見の明があったのであれば、生産量を決定する際に同社のシェアが考慮されていたに違いない。同社がどの程度正確に現在の生産が将来の市場に及ぼす影響を予測し得たかということは別問題である。……予測したことが正しいとわかる限りで将来の供給部分を規制するだけで充分である。数年にわたる「アルコア」の地位を考慮する場合、「再生地金」の競争は無視される。つまり、「再生地金」はそれがもたらされた「新地金」の生産と同程度に「アルコア」の支配のもとにあった。Id. at 425.

(3) J. S. Bain, *Industrial Organization*, 2nd Ed., (John Wiley and Sons, N. Y., 1968) p. 545 (宮沢健一監訳『産業組織論』下、丸善、昭和四五年、五九二頁)

(4) 「アルコア」のアルミニウム市場の支配—同社の生産とは別に—を計算するには様々の方法がある。その方法は同市場において何を競争的とみなすかに係わる。「地方裁判所の」判事は一九二九年から一九三八年までの期間における同社のシェアは約三三%にすぎないと計算した。そのため「再生地金」を含め「アルコア」社内で加工され反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について

地金として売り出されなかった自社消費部分を除外した。他方もしも「アルコア」の総生産量に同社の自家消費分を加え、そして輸入「新地金」及び「再生地金」の合計と対照〔バランス〕すると、同社の市場シェアは同期間で約六四％になる。九〇％という数字は「アルコア」の全生産を含め、「再生地金」を除外した場合に生じる。148F. 2d at 424.

(5) *Ibid.*

(6) *Id.* at 425.

(7) 市場の範囲の限定により独占力が認められたり、そうでなかったりするため裁判所の態度は弾力的である。Bain, *op. cit.*, p. 546 (邦訳書、五九三頁) Hand 判事がアルコアは市場の九〇％を支配すると認めたことについて、アルコアの市場シェアが正確に測られたとしても、このシェアから直接市場支配の程度を推定することは誤りであるとの批判がある。E. S. Mason, *The Current Status of the Monopoly Problem in the United States*, 62 *Harv. L. Rev.*, 1265, 1274 (1949).

(8) 再生地金を市場から除外したところについて Mason, *Supra* note (7), 1273—1274. G. W. Stocking, *Workable Competition and Antitrust Policy* (Vanderbilt U. P., Nashville, 1966) p. 141 note (70) 参照。

(二) アルコアは独占力を有していることが認められたが、それはシャーマン法第一条に該当するものだろうか。

アルコア側は、独占を意図しなかったし、たとえ独占力を有していたとしても、それは違法な手段で維持されたのではなく、濫用もなかったし、その活動から適正な利益以上のものを獲得しなかったと抗弁した。⁽¹⁾この抗

弁の根拠は一九二〇年のU・S・スチール事件に準拠して、市場支配力濫用の欠如は独占に対する抗弁を構成するといふものであった。⁽²⁾

(1) アルコアは独占を意図しなかつたという抗弁について、従来の法理では独占の立証に意図があることを要求された。しかし、判事はアルコアの独占を維持するといふ「一貫した決定」は充分に独占するための意図を示すとした。すなわち、自らが行っていることを識らないで独占を行うといふことはないからである。⁽³⁾

換言すれば、独占行為告発に必要とされる意図は、独占力を獲得し、維持し、それを利用する場合の行為において認められるといふことである。⁽⁴⁾

(2) アルコアは独占力を濫用しなかつた良いトラストであるといふ抗弁について、Hand判事は、確かに良いトラストと悪いトラストを区別することは問題を解決する手段の一つであるが、それは裁判所に過大な負担を課するものであり、議会がシャーマン法を制定した際には、全てのトラストを禁止したのであると述べ、抗弁をしりぞけた。⁽⁶⁾

以上二つの抗弁をしりぞけ従来の独占の立証に要求された意図及び濫用行為は各々特に立証する必要のないものとされた。⁽⁷⁾

しかしながら、Hand判事は、独占が当然に違法となるという誤った結論を引出さなかつた。⁽⁸⁾

(3) 独占を獲得しようとする積極的な推進力(positive drive)がない場合、シャーマン法違反とするのは不合理なことであるとHand判事は述べた。そして、独占が押しつけられたものである場合、⁽⁹⁾最適規模の企業が競争を排除した場合、⁽¹⁰⁾そして効率性のために独占者となった場合はシャーマン法に違反しないものとされた。

反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について

(4) アルコアの独占は以上掲げた独占の例外に該当し、違法な手段で維持されたのではないのだろうか。

ここで、Hand 判事は、アルコアの初期の排他的契約⁽¹²⁾その他からみて独占はアルコアの懐に飛び込んだものではないことを認め、次のように述べた。

「一九四〇年の「アルコア」の地位を独占の受動的な受益者、そして自動操作的な経済諸力による競争の無意識な排除と判断することは誤りである。⁽¹³⁾」

そして次に続く Hand 判事の見解は、独占の違法性基準として、企業の規模を主たる要因とみなそうとする、いわゆる「構造基準」を認めようとするものである。⁽¹⁴⁾

「アルコア」が市場の支配を求めないにもかかわらずやむなくそうなったという行為者の例外事項に該当するか否かという問題について、同社の供述は殆ど生き残れないように思われる。同社が地金の需要増加を常に予想し、それらに対する準備をなさねばならないということは必ずしも必要なことではなかった。他企業が当該分野に参入する以前に、同社の生産力を倍増また倍増えと駆りたてるものは何もなくあった。同社は競争者を排除したことは全くなかったと主張した。しかし、新たに開かれた機会を次々に利用し、経験上の有利さ、取引上のつながり及び優秀な人材をもつ大組織に設置された新しい生産能力をもって新規参入者に対すること程効果的な排除方法はないと考える。「排除」の解釈を正当な営業行為ではなく専ら競争を阻害しようとする欲望に駆られた策略と限定する場合にのみ、このように次々と市場支配を追求するやり方が競争排除的でない⁽¹⁵⁾とみなし得る。」

(5) 最後にアルコアの得ていた利益は適正なものであったという抗弁について、それが年に約一〇%であることは決して法外なものでないことを認めたが、「消費者から「適正」利益以上のものを搾りとるため独占力が用

いられなかったということは、市場を「独占すること」の免責事由とはならない。⁽¹⁶⁾

裁判所は従来の法理である、独占力を有することと、それを行使または濫用することとの区別をしりぞけ独占力を有することはそれだけで第二条違反に該当するとした。その理由は、価格決定協定の毎き制限的協定は無条件にシャーマン法第一条違反となるのであるから、価格決定力以上の大きな力をもつ独占の存在を黙認することは不合理なことであり、力とその行使は同一であるべきだ、というものである。⁽¹⁷⁾

以上の理由によりアルコマの抗弁は全てしりぞけられ、Hand 判事はアルコマの地金市場独占をシャーマン法第二条に該当するものと結論を下した。⁽¹⁸⁾

以上のことからアルコマはシャーマン法第二条に違反することが認められたのであるが、排除措置は直ちに命令されなかった。その理由は、第二次世界大戦遂行のために政府所有のアルミニウム製造工場が多数建設され、それらが一九四四年の余剰財産法により払下げられた結果、アルミニウム産業に変化を生じたためである。余剰財産法による処分が完了するまで排除措置についての審理は延期された。⁽¹⁹⁾

(1) A. D. Neal, *The Antitrust Laws of the United States of America*, 2nd Ed., (Cambridge U. P., 1970) p. 108.

(2) E. M. Singer, *Antitrust Economics* (上野裕也・岡井紀道共訳『反トラストの法と経済理論』ペリかん社、昭和四六年、六五頁)。

(3) 法の規定が「特定の意図」を求めていると解することは同条を無意味にする。何故ならば、どのような独占者も自らなしてゐることを識りしつゝ独占を行つてゐるからである。U. S. v. *Aluminum Co. of America*, 148F.

反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について

2d 416 (2nd Cir., 1945) at 432.

(4) Singer, 前掲邦訳書、六三頁。

(5) トラスト破壊者と呼ばれたT・ローズベルトは、経済力の集中化現象自体は技術革新及び大量生産の必然的結果であり、企業規模の拡大が害を及ぼしているとは考えず、ある種のトラストが派生的に弊害をもたらしているのであり、シャーマン法の執行にあたって良いトラストと悪いトラストとを区別すべきであるとした。浦部法穂「アメリカの独占資本と最高裁(一)」『国家学会雑誌』八五巻一・二号、六二頁。

(6) 事実これまではできるだけの工夫をこらし、あらゆる節約をし、考えられる全ての改良をなし、可能な全ての需要を刺激することのできなかつた独占だけが違法とみなし得ると考えられてきた。無論、それは問題を処理する一つの方法である。しかしそれは裁判所が到底行うことのできない不測の厳密な調査や監視を意味する。そうであったとしても、それは議会が選択した方法ではなかつた。……議会は全てのトラストを違法としたのである。148 F. 2d at 427.

(7) Note: *Enforcement of Section 2 of the Sherman Act*, 54 Yale L. J., 860, 861 (1945).

(8) Neale, *op. cit.*, p. 109.

(9) 諸個人は意識せずして独占力を保有していることを認めるかもしれない。いわば自動的にそうなるのである。すなわち既存の競争を終らせること、競争相手が存在しない場合でも新たな競争の発生を妨げること、のどちらも意図することなく偶然の力によって独占者になつてしまふのである。148 F. 2d at 429—430.

(10) ……市場が大変狭く限定されているため全需要を供給できる程充分大きな工場による以外は生産費を償い、何らかの生産を行うことが不可能である場合。Id. at 430.

(11) ……嗜好の変化やコストの変化が一人の供給者 (purveyor) 以外の全てを駆逐してしまふ場合もある。すぐれ

た手腕、先見の明、勤勉だけによって一人の生産者だけが活発な競争集団のなかで生存者となるかもしれない。
Ibid.

- (12) ノルマの排他的契約、その也いじつは See Note : *The Aluminum Industry : An Anti-Trust Experience*, 37 Col. L. Rev., 26 270—275 (1937).
- (13) 148 F. 2d at 430.
- (14) Singer, 前掲邦訳書、六一頁。
- (15) 148 F. 2d at 431.
- (16) *Id.* at 427. また Hand 判事は次のように述べた。……とにかく、国内市場において支配力を有している生産者が「適正」利益以上のものを得ることかできなかつたという単なる事実が、「適正」な利益は低価格では得ることができなかつたという証拠はなかり得なかつた。*Ibid.*
- (17) 全ての価格決定協定は無条件に禁止されているという厳然たる前提から始めると、それら協定と独占との間の唯一のあり得べき差異は、独占が必然的に価格決定のための力と同等ないしそれ以上の力を伴っている一方で、その単なる存在はその力の行使を構成すると考えられないことである。しかし区別はまったく形式的なものである。……力とその行使は同一であることを要する。*Id.* at 427—428.
- (18) *Id.* at 429.
- (19) *Id.* at 445—447 余剰財産法 (Surplus Property Act) による政府所有市場の処分について See S. N. Whitney, *Antitrust Policies*, Vol. II, (Twentieth Century Fund, N. Y., 1958) pp. 96—98.

反トラスト政策における独占について

三 アルコア判決における経済的考慮

一九四五年アルコア事件判決では従来の独占に対する法理、すなわち「独占すること」は排他的・掠奪的な目的と効果をもつ明白な、ないしは明示の共謀的慣行・行動を伴うものであり、その慣行・行動の成功が圧倒的な市場支配という形で証拠づけられた場合にはじめて違法とされる、⁽¹⁾をしりぞけ、支配的な市場における地位、及び地位を維持する力と意図のみで充分に違法とするという法理を導入した。このような力は市場の大部分を支配していることに根ざしており、掠奪的・排他的な明示の方策を欠いている行為であっても、市場における卓越的地位を明らかに確保維持しようとする一連の行動からその意図が推定できるといふ見解であつた。すなわちこの見解は市場支配が効果的に維持形成される日常のかつ慎重な事業慣行を伴っていれば違反と認められる⁽²⁾のである。

このような新しい法理において、経済的考慮の余地は、独占されていると主張される市場の範囲の限定、及びどの程度の支配が違法とするに充分であるかという問題にあることになる。⁽³⁾

しかし、裁判所において経済的考慮は常に一貫してなされていのではない。アルコア事件においても、地方裁判所と控訴裁判所では市場の範囲、またアルミニウムと競合する他の金属の考慮においてまったく異なる⁽⁴⁾ところである。

裁判所が市場の範囲をどう限定するかによって市場支配が認められたり、そうでなかったりすることになり、裁判所による市場範囲の限定は極めて弾力的であると言へよう。⁽⁵⁾

先に述べたように、Hand 判事が地金市場から再生地金を除外したことについては多くの論議のあるところであるが、再生地金の組成が新地金よりは劣るものの、多くの場合新地金と同一に利用することが可能であると考
えれば、市場に再生地金を含めるのが適切ではないであろうか。⁽⁷⁾

この場合、Hand 判事の計算ではアルコアは六四％近くを支配することになり独占といえるかどうか疑わしい
ところであるが、当時のアルミニウム産業を考えれば、独占であるという結論には反対できないように思われ
る。⁽⁸⁾

市場の範囲が限定されると次に、その市場においてどの程度の支配であれば違法となるのが問題となるので
あるが、この問題も必ずしも明確ではない。⁽⁹⁾

Hand 判事は九〇―六〇―三〇％論を示したが、これは不首尾なものと言われている。⁽¹⁰⁾
支配の程度についてハンドラーは次のように述べている。

「支配の程度は神秘的なナンバー・ゲームであり、経済学的分析方法が発達しても満足な回答は得難いであ
ろ。そして、適切なデータと分析を基礎にして市場支配力及び企業の行動はその取引・競争相手に対して重大な
脅威となるのか、その地位と力は競争に伴う成果を損うものであるのかどうかについては裁判所の判断を信頼し
なければならぬ。」⁽¹¹⁾

以上の見解が現在のところ、アルコア事件判決がもたらした経済的考慮についての妥当な考え方のように思わ
れる。⁽¹²⁾

問題点はあるものの、アルコア事件判決は独占についての法律解釈をより経済的考慮に近かつけたという点で

反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について
意義あるものであり⁽¹³⁾。

- (1) 越後和典『反独占政策論』ミネルヴァ書房、昭和四〇年、一一八頁。
- (2) J. S. Bain, *Industrial Organization*, 2nd Ed., (John Wiley and Sons, N. Y., 1968) pp. 543—544 (宮沢健一監訳『産業組織論』(下)丸善、昭和四五年、五九〇頁)。
- (3) *Ibid.*, p. 545 (邦訳書、五九二頁)。
- (4) 地方裁判所は地金市場に再生地金を含め範囲を広く限定した。そしてアルミニウムはステンレス鋼、鉛、ニッケル、錫、亜鉛、銅との活発な競争にならされていることを認めた。控訴裁判所は市場をアルミニウム新地金のみ⁽¹⁴⁾に狭く限定して、地方裁判所の判決をくづがえた。D. T. Armentano, *The Myths of Antitrust*, (Arlington House, N. Y., 1972) p. 117.
- (5) Bain, *op. cit.*, p. 546 (邦訳書、五九三頁)。
- (6) 再生アルミニウム地金は、一度製品となったアルミニウムがスクラップとして回収されたもの、第一次アルミニウムの加工工程で発生した端切れ、切削屑その他など、製品としての形態をとらずに再回収されたものの、二つを原料とする。スクラップ中に含まれる各種合金成分の除去が困難であるため、再生アルミニウムの品質を第一次アルミニウムより劣悪なものにしている。しかし、適切に生産され、かつ精錬されるならば、通常第一次アルミニウムが用いられる殆どのいかなる用途にも満足していることができる。佐藤定幸『米国アルミニウム産業』岩波書店、昭和四五年、二二一—二三〇頁参照。
- (7) E. S. Mason, *The Current Status of the Monopoly Problem in the United States*, 62 Harv. L. Rev., 1265, 1273—1274 (1949) 佐藤定幸、前掲書、二三〇頁。
- (8) アルコアは五〇年以上もアルミナとアルミニウム新地金の全国産出の一〇〇%を生産してきた。そして、ボーキ

サイトの商業上利用可能な供給の九〇%を保有し、合衆国で生産されるボーキサイトの一〇〇%を利用していた。政府が提訴した一九三七年当時再生アルミニウム供給の八五%を支配し、新アルミニウムの生産と輸入アルミニウムについても同程度のシェアを有していた。またアルミニウム調理器具の五〇%を生産・販売した。アルミニウム板の九〇%、硬アルミニウム合金の九五%、アルミニウム・ワイヤ・ケーブル・管・棒・桿・押し出し型材の一〇〇%を各々生産し販売していたと言われている。C. Wilcox, *Competition and Monopoly in American Industry*, T. N. E. C. Monograph 21 (1940) 69—70.

- (9) Bain, *op. cit.*, p. 547 (邦訳書「五九三頁」)。アルコナ事件や一九四八年のパライマウント映画事件では市場が狭く限定されたため市場支配が認められたが、一九五六年のデュボン・セロファン事件では市場の範囲をかなり広く限定されたために市場支配は認められなかった。越後和典「前掲書」二二五頁。B. Smith, *Effective Competition: Hypothesis for modernizing the Antitrust Laws*, 26 New York Univ. L. Rev., 405, 425 (1951) 参照。

- (10) Note: *Vertical Integration in Aluminum: A Bar to "Effective Competition"*, 60 Yale L. J., 294, 298 (1951).

- (11) Milton Handler, *Twenty-Five Years of Antitrust* (Matthew Bender, N. Y., 1973) pp. 50—52.

- (12) 市場支配の程度については、裁判所の見解によりかなり異なるのであるから、これを回避するため法の規定で一般的なガイドラインを設定するのも一つの解決策であると考えられる。西独の競争制限法の改正法では、独占的ならびに寡占的市場支配企業の存否の事実認定に伴う困難を解決するため、「一企業—三分の一以上、三企業以下—二分の一以上、五企業以下—三分の二以上の市場支配であれば違法としている。深見芳文「改正された西独競争制限禁止法上の諸問題」大分大学経済論集「二六巻」一九四頁。

反トラスト政策における独占について

反トラスト政策における独占について

(31) Mason, *Supra* note (7) 1275.

四 おわりに

アルコア事件判決は以上概観したように圧倒的な市場支配の状態にあったとしても、それを達成維持するため明示的な掠奪的・排他的な慣行がなければ違法とされないという従来の法律解釈にかわって、そのような慣行を欠いている場合でも、市場支配の状態という独占の経済的概念を法禁の対象とするようになったという点で画期的なものである。

市場の支配を違法性の判断基準とするという傾向はアルコア事件に続く事件においても引継がれ⁽¹⁾、従来の形式的解釈のため有効的でなかったシャーマン法第二条を、競争回復のための有力な手段とし今日に至っている⁽²⁾。

アルコア事件で導入された構造基準は、大規模企業の存在、そしてその日常の活動を違法性判断の対象としたために、現実には多くの企業が脅かされることになる⁽³⁾。また、判事が判決中で小規模生産者の経済体制が望ましいと述べていることを考える場合、アルコア事件の法理が厳格に実施されると、技術・経済の進歩発展により企業規模の拡大している今日では、企業の経済活動の活力を損うことになりかねない。

しかし、市場に競争構造があつてはじめて競争が活発化し、反トラスト政策の目的である自由競争が達成できるものと考えられる⁽⁵⁾。従つて、アルコア事件の法理が極端にはしることのないよう、現実の市場の実情を認識したうえで構造規制は有効なものであるうと思われる。

このように市場支配の状態を違法性判断にとりいれ、法解釈を経済的考慮に近かざけたという点で、法と経済

を近かすけようとした Hand 判事の試みには成果があったと考えられる。

- (1) アルコア事件に続く主要な事件として、アメリカン・タバコ事件（一九四六年）、パラマウント映画事件（一九四八年）、Schine チェーン劇場事件（一九四八年）、グリフィス事件（一九四八年）がある。これらの事件では、一企業もしくは数企業の結合体が通常の事業決定を行う場合、市場における価格構造に実質的な影響を与えることのできる十分な市場支配力を獲得すること、もしくは市場への自由な参入を制限することはシャーマン法第一条に違反するといふことに基づいて判決された。Note: *Vertical Integration in Aluminum: A Bar to "Effective Competition"*, 60 Yale L. J., 294, 296 (1951). E. V. Rostow, *Monopoly Under the Sherman Act: Power or Purpose?*, 43 Illinois L. Rev., 745, 763 (1949).

- (2) 最近では、違法な独占に再び濫用行為を求めている。一九六六年のグリーンネル事件では違法性基準を、当該市場における独占力の保有、よりすぐれた製品の開発、事業遂行の手腕、ないしは偶然の結果としての発展・成長とは明らかに区別される独占力の意図的な獲得ならし維持の二点に求めらる。O. E. Williamson, *Dominant Firms and the Monopoly Problems: Market Failure Consideration*, 85 Harv. L. Rev., 1512, 1513—1514 (1972).

- (3) M. A. Adelman, *Effective Competition and Antitrust Laws*, 61 Harv. L. Rev., 1289, 1310 (1948).
- (4) United States v. Aluminum Company of America, 148 F. 2d 416 (2nd Cir. 1945) at 427.
- (5) 根岸哲「市場構造規制の必要性及可能性」『神戸法字雑誌』一三三巻一・二号、三三三頁。